

議案第1号

## 児童デイサービス等事業計画書案

学校・家庭を結ぶ第三の居場所を三浦市  
に創造する！

三浦市社会福祉協議会障害者施設建設検討プロジェクト

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

2010/07/09

# contents

はじめに	3
子育て世代のニーズ	3
事業計画（児童デイサービス）	5
事業計画（日中一時支援事業）	8
タイムスケジュールとサービスの種別に関する整理表	8
平成 22 年度児童デイサービスセンターHUGくみ年間計画予定表	9
平成 22 年度児童デイサービスセンターHUGくみ日課予定表	10
平成 22 年度児童デイサービスセンターHUGくみ週間カリキュラム	11
苦情処理	12
人員配置	13
事業所の所在地・施設改修・備品などの整備	13
当初予算案	15
障害者施策検討プロジェクトチーム設置要綱	16
プロジェクトチーム構成員	17
障害者施策検討プロジェクト開催状況	17

## はじめに

三浦市社会福祉協議会では、行政施策（第4次三浦市総合計画において実施計画化）としても掲げられている「障害者施設整備事業」の実現を後押しすべく、局内に「障害者施設建設検討プロジェクト」を立ち上げ、諸種のニーズ調査に取り組んできた。

そうした中、未就学児・学童の「居場所」づくりや母子分離、保護者の就労支援、レスパイトケアに対する高いニーズと課題を顕在化するに至る。

厚生労働省の「障害児支援の見直しに関する検討会報告書（平成20年7月22日）」によると「障害のあることが大きな不安や負担とならないよう必要な配慮を行い、子どもの育ちと子育てを支えていくことが必要」としている。翻って三浦市の状況はどうかというと、ハードの整備、つまり、施設の建設そのものが目的化し、最も重視されるべき「ニーズ（現時点での困りごと）」が置き去りにされている感は否めない。この間、我々は、公式、非公式を問わず、精力的に当該対象者にヒアリング調査を進め、それぞれの日々の「生活」に思いを馳せる機会を得てきた。時として我々は、自身の無力さを呪い、無知を恥じ、さらにそれを糧として新規サービスの創造に対する意欲を掻き立ててきた。「想像では物を語らない」「徹底してニーズに立脚する」というポリシーを改めて得るに至ったのも、こうした活動あってこそである。



「想像では物を語らない」「徹底してニーズに立脚する」というポリシーを改めて得るに至ったのも、こうした活動あってこそである。

今、障害児を抱える保護者（特に母親は）は明らかに疲弊し、孤独感を深めている。我々は、その一点に着目し、今すぐにも「できること」として「児童デイサービス（並びに日中一時支援事業）（下表参照）」を選択した。

児童デイサービス		日中一時支援事業	
目的	障害児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練をおこなうもの（注1）。	目的	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るもの。
所轄	神奈川県	所轄	三浦市

注1＝児童デイサービスの種別であるが、児童デイサービスⅠ型（就学前児70%以上）、児童デイサービスⅡ型（就学児）となっている。本計画書では、Ⅰ型を念頭に計画化することとした。

## 子育て世代のニーズ

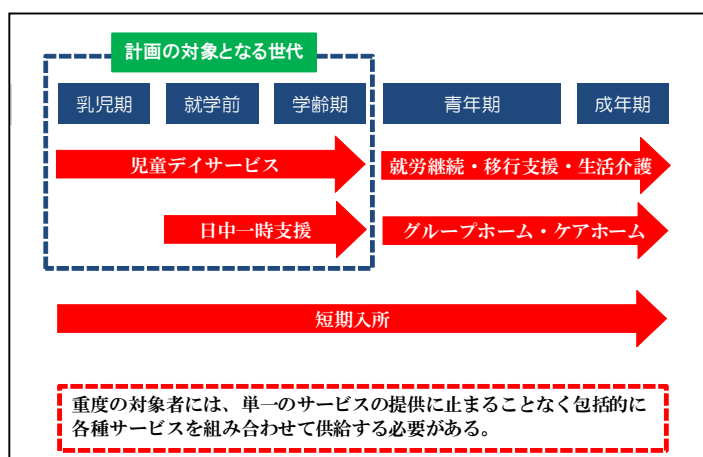
前述のとおり、我々は公式・非公式に当該対象者の保護者（主に母親層）を中心にヒアリング調査を重ねてきた。中でも共通していたのは、「母子父子分離」「社会参加の拡大」といった課題を多分に内包する障害児の「日中の居場所」、そして「短期入所」に関するニーズが高いことであった。これらは、レスパイトケア（注2）に対するニーズの高さを証明す

るものでもある。「よりよい育児・介護」をするために「休息の時間がほしい」というわけだ。下表は、これまでのヒアリングで得たデータに基づいて障害の属性に応じて、各種サービスの必要度をまとめたものである。

これまでのヒアリングで明らかになったサービスの必要度

サービス 属性	短期入所	児童デイ 日中一時支援	生活介護	訪問看護	ホームヘルプ ガイドヘルプ	備考
知的	○	◎	△	×	○	主にガイドヘルプを必要とする。通学に対するニーズも依然として高い。
軽度発達障害	×	○	×	×	△	社会参加の機会を求める傾向にある。学校の対応や健診、保健師の関わりにニーズを持つ。
重度肢体不自由	◎	◎	◎	◎	◎	24時間単位でケアプランを設計し、包括的にサービスを提供する必要がある。

必要度：◎=とても必要 ○=必要 △=あれば使う ×=必要ない



子供が、乳児期、就学前、学齢期、青年期、そして成年期と成長していくに連れ、育ちの場も、関係者も変わっていくことになる。

そこで、支援の統一性が途切れることなく、子供のライフステージに応じて一貫した支援を行っていくことが大切となるわけだが、注視すべきは、ライフステージに応じてニーズも必要とするサービス

も変化するということである。上図は、その典型的なパターンを図示したもの。ライフステージに応じて一貫した支援を実践するには、政策的な障害者福祉サービスの体系化と将来に向けたビジョンが求められることはいままでもない。「ニーズは眠らない」という言葉を改めて実感した瞬間である。下記は、今回のヒアリングで特に印象に残る事例。

### ●このまま入院してくれればいい

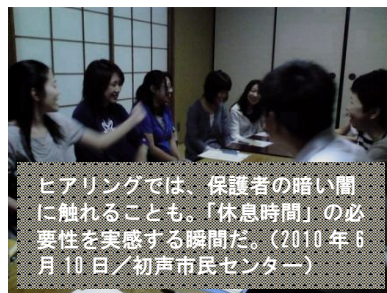
子供が風邪をひいたりすると「このまま入院してくれればいいのに…」とってしまう。一日でもいいからゆっくり眠りたい。他の兄弟にも同様に愛情を注ぎたい。

### ●どこに助けをもとめればいいのか

その日、母親は酷い腰痛に襲われ、動けなくなってしまった。お子さんは、重度の肢体不自由児で寝たきり、車椅子の生活で、養護学校に通学させようにも、スクールバスまでの付き添いすらできない。母親は、仕方なく腰痛が癒えるまでの期間、そのお子さんと床を這いずりながら過ごした。「誰かに助けを求めなかったのか？」という我々の問いに、その母親は、こう答えた。「どこに助けを求めればいいのか。自立支援法では、通学にヘルパーを使うことは許されていない。夫だって、毎日仕事を休むわけにはいかない。」と。

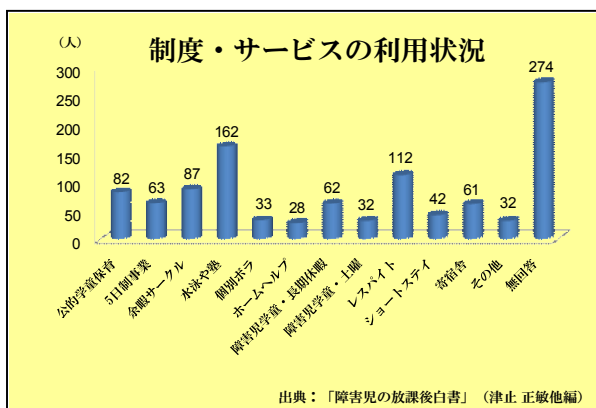
我々は、こうしたややもすると潜在化しがちなニーズを丁寧に掬い上げる必要がある。

注2＝乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがある。日本では1976年に「心身障害児(者)短期入所事業」の名称で、いわゆるショートステイとして始まった。身体障害者、知的障害者、児童、高齢者の各分野で、法に基づいたサービスを実施。当初は、ケアを担っている家族の病気や事故、冠婚葬祭などの「社会的な事由」に利用要件が限定されていたが、現在は介護疲れといった私的事由でも利用できる。課題としては、サービス提供の場の多くが施設なので利用者の日常生活が崩れることや、「家族がケアを休む必要性」の社会的認識が日本で低いことによる利用抵抗感が挙げられる。(解説：中谷茂一 聖学院大学助教授)

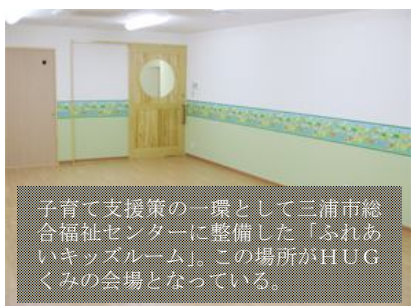


ヒアリングでは、保護者の暗い闇に触れることも。「休息时间」の必要性を実感する瞬間だ。(2010年6月10日/初声市民センター)

続いて、障害児の放課後の過ごし方について着目してみる。障害児の放課後白書～京都障害児放課後・休日実体調査報告(津止 正敏/津村 恵子/立田 幸代子編)によると、学校完全5日制導入後1年間に障害児の多くが家庭で過ごす放課後、休日の時間を7168時間と算出している。1年365日は、8760時間であることから、1年の約8割の時間を子どもたちは、家庭で過ごしていることになる。毎日の放課後に加えて、毎週の連休、1か月を越える長期休暇。ハッピーマンデーの出現によって3連休も目立つ。これを「ブルーマンデー」と表現する保護者は少なくない。「地域教育力」を売り物に導入された学校完全5日制は、障害児にも「地域教育力」を発揮しているといえるだろうか。左グラフは、同報告書に掲載された京都での障害児の放課後保障に関わる活動・制度・サービスの利用実態である。2005年の調査となるのでやや古いデータとなるが、困難な生活実態が見てとれる。同時に三浦での状況を



可視化することもできないのだろうか。いや、三浦でのそれは、京都とは比較にならないほど貧しいものである。本会では、地域福祉推進モデル事業(先駆的な市民活動に3年を限度として活動経費を助成する本会の自主事業)の一環として「HUGくみ」という障害児の余暇支援(放課後活動)事業をおこなってきた。こうした実践を通して、放課後支援や夏休みといった長期休暇時の支援



子育て支援策の一環として三浦市総合福祉センターに整備した「ふれあいキッズルーム」。この場所がHUGくみの会場となっている。

問題に対する実態把握に努めてきた経緯がある。

## 事業計画(児童デイサービス)

本会が運営する児童デイサービスセンターでは、当該児童の在宅支援の一環として、学

校・家庭をつなぐ第三の安心できる「居場所」を提供し、当該児童のニーズにあった様々なサービスを提供する。とりわけ、当該児童が秘める成長の可能性に着目し、療育(注3)を重点的におこなう。なお、当該児童がサービスの利用中に怪我などをする事のないよう、職員間の連携を密にし、安全に過ごすための措置を講じることはもとより、療育に関する知識の習得、自己研鑽の機会の確保やスキルの向上に努める。また、当該児童がセンターで充実した時間を過ごすことによって、家庭や学校で当該児童一人ひとりが本来持っている「その人らしさ」を発揮し、それが当該児童の自己実現につながるような支援をめざす。

注3＝「療育」とは、発達障害の当該児童が、その機能を高めるべく、かつ、社会的自立生活に向けて、援助することである。発達障害に現在最も効果的とされている治療法は、「行動療法」もしくは「応用行動分析（Applied Behavior Analysis; ABA）」といわれている。

### (1) 事業の目的と運営方針

名 称	児童デイサービスセンター HUGくみ
目 的	就学前の障害児を対象に児童デイサービスを提供することにより、日常生活動作の習得及び集団生活への適応に必要な支援を実施し、児童とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●HUGくみが実施する事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</li> <li>●事業の実施にあたっては、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重して、常に利用者及び障害児の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</li> <li>●事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</li> </ul>

### (2) HUGくみでの療育

発達状況に応じた色々な遊びを提供し、遊びを通じて当該児童自身が楽しい経験を積み重ね、また、丁寧な言葉かけと関わりをもつことで自分の気持ちを表現していけるような支援（自分が認められたことにより力を発揮できるような支援）をめざす。

#### ①支援内容

1 スtrenグモデル(注4)のケアマネジメントに基づいて個別支援計画を作成し、利用者個々に支援を実践する。

- ▼学習（お絵描き・工作・粘土・水遊び・積み木・絵カードを用いての言葉の習得）
- ▼アニマルセラピー（犬等の動物と触れ合う機会の提供）
- ▼リトミック（音楽教育）
- ▼機能訓練（歩行訓練・施設内歩行・施設外歩行・近隣）

▼発音訓練

## 2 自閉症児への個別対応プログラムの強化

▼TEACCH<sup>(注5)</sup>等のプログラムによる支援

---

注4＝ストレングスマデルとは、短所に目を向けて「あれができない」「これができない」と苦手なことに注目し短所を改善しようとするよりも、「あれができる」「これができる」と長所に注目し、長所を生かして自立に繋げるという考え方である。

注5＝TEACCHとは「自閉症及び関連するコミュニケーション障害の子どものための治療と教育（Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children）」のそれぞれの頭文字をとった造語。

## 3 基本的な生活習慣

身辺自立に関する活動（持ち物整理・トイレ訓練・手洗い・歯磨き・衣服の着脱等）を通じて自発的におこなえるよう養成し、日常生活が円滑におこなえるように支援する。また、集団生活の基礎的活動（あいさつ・返事・集まり・移動・着席）を繰り返し体験することで、他者（児）との言葉によるコミュニケーションの大切さと喜びを体感する。

## 4 健康管理

当該児童の日々の健康管理（健康チェック）をおこない、心身の状態を保護者・職員で把握するように努め、体調不良時には業務提携医療機関につなぐなどの措置を講じる。

## 5 給食サービス（任意）

適温給食に努め、旬の献立の充実を図り、当該児童が楽しくおいしい食事を提供する。また、食事の介助が必要な当該者には、誤嚥、誤飲に留意しながら食事の提供をおこなう。

## 6 おやつサービス（任意）

## 7 送迎サービス

▼常に交通ルール・交通マナーを厳守し、運行計画は余裕をもって作成する。

▼利用者（当該児童）の安全確認に細心の注意を払い、チャイルドシートも使用しながら送迎を実施する。

▼当該児童の心身の状況に応じて、送迎車両や送迎時間及びルートなどに配慮を心がける。

▼車輛の定期点検や清掃、始業、終業点検並びに整備を確実にこなうことにより、運転中の事故をなくすなど利用者（当該児童）が快適に乗車できるように努める。

▼急発進・急ブレーキは避けるとともに、利用者（当該児童）のみならず運転・乗車員のシートベルト着用を確実に実施し安全を確保する。

▼万が一交通事故が発生した場合は、速やかに上司に報告するとともにマニュアルに従って対応する。

## 8 対象

障害のある修学前児童

## 9 定員

10名

## 10 利用日

月曜日から土曜日。 但し、年末年始、新年度準備期間、センターが定めた日は休業。

## 11 利用時間

午前8時30分～3時00分

## 事業計画（日中一時支援事業）

障害のある小学生・中学生・高校生の学校の放課後や夏休みなどの長期休暇の余暇支援及び保護者の就労支援を目的とする。学校や学年、地域の異なる同世代の仲間との交流、保護者や学校の先生以外の大人との活動を通して、それぞれが触れ合うなかで、利用児童の社会性や協調性を培ってゆく。

名 称	日中一時支援事業 HUGくみアフター
対 象	障害のある小学生、中学生、高校生
定 員	10名
利 用 日	月曜日から金曜日の放課後及び長期休暇中。但し、年末年始、新年度準備期間、センターが定めた日は休業。
利用時間	放課後 小学生；終業時から19時まで
送 迎	応相談

タイムスケジュールとサービスの種別に関する整理表			
時間	内 容	選択	種 別
8:30	送迎バス出発		児童デイサービス
9:00	HUGくみ着		
9:30	集団での運動（体操）等		
9:50	個別支援		
12:00	昼食	任意	
13:00	余暇活動		
14:00	おやつ	任意	
14:30	歯磨き支援		
14:50	帰宅準備		
15:00	送迎バス出発		
15:30	HUGくみアフター着		日中一時支援事業
15:50	レクリエーション		
17:00	個別支援		
18:00	夜食	任意	
18:30	歯磨き支援		
18:50	帰宅準備		
19:00	帰宅		

サービスの目的が異なるため通しての利用は不可

↓

主に就学前児童を対象とする

↓

主に学童を対象とする

↓

通しての利用を全額自己負担による自由契約により検討

↑

自由この時間帯を

↓



平成 22 年度児童デイサービスセンターHUGくみ年間計画予定表

月	内 容	備考
8月	事業所説明会 広報 利用開始 当該児童（利用者）個々の居場所づくり 名札	
9月	ミニ運動会 職員研修	
10月	ハロウィン・パーティー 障害者施策検討プロジェクト合同カンファレンス	事業評価 利用者個々のアセスメント
11月	遠足 公開研修会	
12月	クリスマス会	
1月	餅つき	事業評価 利用者個々のアセスメント
2月	豆まき（節分） 障害者施策検討プロジェクト合同カンファレンス	
3月	お別れ会・バス旅行	
備考		

平成 22 年度児童デイサービスセンターHUGくみ日課予定表

時間	
午前 8 時 30 分	送迎バス車輛出発
午前 9 時 00 分	HUGくみ到着 ●利用者（当該児童）受け入れ ●トイレ誘導・健康チェック・サマリー
午前 9 時 30 分	集団での運動 ●水分補給
午前 9 時 50 分	個別支援計画に基づく個々の支援 ●学習（お絵描き・工作・粘土・水遊び・積み木・絵カードを用いての言葉の習得） ●アニマルセラピー（犬等の動物と触れ合う機会の提供） ●リトミック（音楽教育） ●機能訓練（歩行訓練・施設内歩行・施設外歩行・近隣） ●発音訓練
午後 12 時 00 分	昼食 ●片付・歯磨き・トイレ誘導・清掃
午後 1 時 00 分	休憩・余暇活動 ●レクリエーション等
午後 2 時 00 分	おやつ・水分補給
午後 2 時 30 分	歯磨き支援
午後 2 時 50 分	帰宅準備
午後 3 時 00 分	送迎バス出発

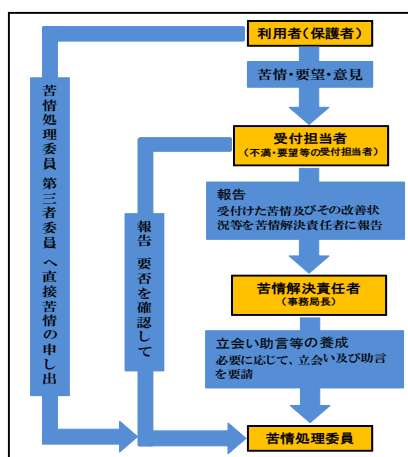
平成 22 年度児童デイサービスセンターHUGくみ週刊カリキュラム

曜日	内 容
月曜日	文化・創作的活動 ●リトミック（音楽療育） 学習（お絵描き・粘土・積み木・絵カードを用いての言葉の習得・発音訓練） アニマルセラピー
火曜日	文化・創作的活動 ●絵画・工作 学習（お絵描き・粘土・積み木・絵カードを用いての言葉の習得・発音訓練）
水曜日	機能訓練・歩行訓練 ●歩行経路 施設内歩行・施設外歩行 学習（お絵描き・粘土・積み木・絵カードを用いての言葉の習得・発音訓練）
木曜日	文化・創作的活動 ●リトミック（音楽療育） 学習（お絵描き・粘土・積み木・絵カードを用いての言葉の習得・発音訓練）
金曜日	小規模多機能型デイサービス「はつらつ」の行事に参加し、高齢者らとの交流を深める。 ●調理実習・誕生会・ビデオ観賞・カラオケ・諸行事等
土曜日	余暇活動 ●衛生指導 ●ドライブ・スポーツ
備考	

## 苦情処理



本会では、『当該児童（利用者）一人ひとりの自己実現を目指して、安全・安心なサービスを提供すること』を目標に児童デイサービス（日中一時支援事業）を実施していく考えである。その目標達成のために



は、利用者（当該児童）や保護者の「声」を真摯に受け止めることが重要であることはいままでもない。そこで苦情解決システムを整備し、計画事業に対する不満や要望について、相談を受け、誠意をもって解決できる体制を構築した。

左図は、そのフロー図。苦情処理委員は、左から（敬称略）、稲木俊夫（社会福祉法人湘南の風常務理事）、関本和臣（関本法律事務所・弁護士）、山崎ひろ子（元民生委員）。委員長は、障害者施設の運営に関する豊富な経験から稲木氏が選出された。

## 人員配置

人員配置は以下のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			センターの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者		1			障害特性や障害児の生活実態に応じ、必要な個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業員に対する技術指導又は助言を行う。
指導員			2		利用者及び障害児に対する日常生活上の支援、相談、介護等を行う
保育士		1			障害児に対する必要な療育・指導を行う
看護職員				1	障害児の健康管理等看護業務を行う

今回事業計画化している「児童デイサービス」は、既に事業展開している「就労継続支援B型事業所どんまい」と一体的におこなう「多機能型」(注6)として実施する。これによ

て、一部施設や職員の共有化を可能とし、かかる支出の抑制を狙いたい。

注6＝自立支援法は、複数の事業を組み合わせる「多機能型」を認めている。以下はその要件。①地域特性を踏まえた柔軟な運営が可能となるよう、複数の日中活動サービスを実施する多機能型を認める。②複数の事業の利用人員を合計し、社会福祉法に定める最低利用人員を満たしていれば良いこととする。③一定の設備等について共用可能とする。④サービスの質を確保するため、事業別に最低利用人員の基準を設けるとともに、原則として事業単位でサービスを提供。



児童デイサービス（日中一時支援事業）の実施に伴って、適正な人員（経験や専門性）を確保すべく、法人内での人事異動、新規採用をおこっていくことになる。本計画事業において、キーパーソンとなるのは、障害児の療育に経験を持つ保育士の確保ということになるわけだが、この経験を持つ職員が地域包括支援センター（注7）に在職していたことから、同職員（左写真）を8月1日付で異動させ、業務の推進にあたらせたいと考える。

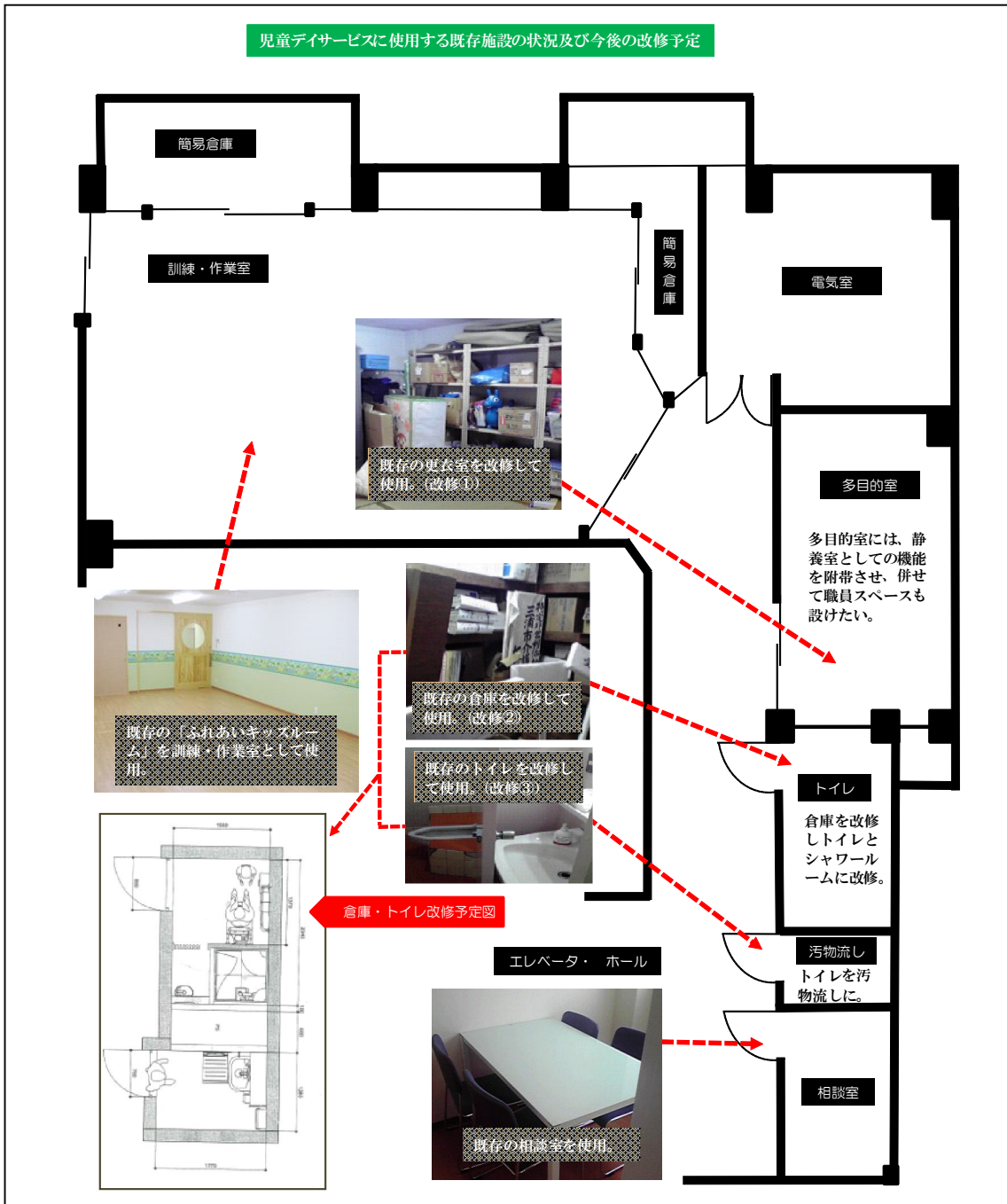
注7＝地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、各区市町村に設置されている。2005年の介護保険法改正で制定。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。本会では、同制度が創設されて以来、三浦市からの委託を受けてその運営にあたってきた。しかしながら、人口規模からすると本来2か所必要な事業所であることから、今年度中にもう1か所増設することが政策決定しており、これまで本会が1か所で実施してきた「負担軽減策」として、三浦市が独自に可算してきた職員の増員人件費も今年度限りとなっている。つまり、児童デイサービスへの当該職員の異動は、業務縮小による解雇という最悪の事態を回避する有効策ともなるのだ。

### 事業所の所在地・施設改修・備品などの整備

計画事業の実現に向けて、下表のとおり当該事業の所在地を定め、並びに当該事業の事業者指定を受けるにあたって、施設整備基準を満たすための各種改修工事を施工する。

	使用施設・設備等	備 考
所在地	三浦市南下浦町菊名 1258-3 三浦市総合福祉センター内	自己所有施設
使用施設	地階「ふれあいキッズルーム」	現行のまま使用（次頁参照）
	相談室	B型事業所と兼用（次頁参照）
	トイレ	B型事業所と兼用。洋式に改修するとともに、シャワー室、汚物流しを設置（次頁参照）
	多目的室（兼事務室・静養室）	現行の更衣室を改修（次頁参照）
備品	送迎用車両	新規にリース
	パソコン	新規にリース
	電話	購入
	テレビ・遊具・エアコン・ギャジベット等	購入
関連施設	1階 余裕スペース	「キッズルーム」として一部を改修

児童デイサービスに使用する既存施設の状況及び今後の改修予定



改修①＝既存の更衣室を改修して多目的室とする。この場合、上り框を撤去し、床面とフラットな状態にする。多目的室には、医療用ベッドを配置するなどして「静養室」としての機能も附帯させる。改修②＝現行の倉庫を改修し、洋式トイレ、シャワールームを設置する。改修③＝現行のトイレを改修し、汚物流しを設置する。

また、かつてNPO法人三浦市介護サービスセンターに間貸ししていたスペース(左写真)に「ふれあいキッズルーム」の代替となるスペースを設け、需要の高い子育て支援スペースの確保を継続させる。なお、本件にかかる費用は「老人福祉振興基金」をもって充てたい。



当初予算案

平成22年度事業別当初予算要求内訳書

平成22年度事業別当初予算要求内訳書

会計区分 一般会計

会計区分 一般会計

経理区分A 児童デイサービス

経理区分A 日中一時支援

経理区分B 児童デイサービス

経理区分B 日中一時支援

事業名 経理区分C 児童デイサービス

事業名 経理区分C 日中一時支援

収入

件名	数量	人数等	単価	金額	備考
児童デイサービス費	8	10	151,722	121,377,600	
児童デイサービス自己負担	8	10	168,658	1,348,640	
家庭連帯加算	8	2	1,903	30,448	
訪問支援特別加算	8	1	1,903	15,224	
送迎加算	8	8	988	87,040	
計				144,111	

収入

件名	数量	人数等	単価	金額	備考
日中一時支援費(区分1)	8	2	95,285	1,524,560	
日中一時支援費(区分2)	8	2	95,285	1,524,560	
日中一時支援費(区分3)	8	2	109,210	1,747,360	
日中一時支援費(区分4)	8	2	120,938	1,935,008	
日中一時支援費(区分5)	2	2	146,592	2,345,472	
日中一時支援費(区分6)	1	1	1,383,824	1,383,824	
日中一時支援自己負担(区分1)	8	2	168,658	1,348,640	
日中一時支援自己負担(区分2)	8	2	168,658	1,348,640	
日中一時支援自己負担(区分3)	8	2	168,658	1,348,640	
日中一時支援自己負担(区分4)	8	2	168,658	1,348,640	
日中一時支援自己負担(区分5)	8	2	168,658	1,348,640	
日中一時支援自己負担(区分6)	8	1	192,272	1,538,176	
合計				11,623,000	

支出

科目	数量	単価	金額	備考
職員手当	8	540,000	4,320,000	
扶養手当	8	540,000	4,320,000	
法定福利費	8	271,200	2,169,600	
退職金	8	231,200	1,849,600	
出張費	1	312,000	312,000	
旅費	1	17,690	17,690	
福利金	8	250,000	2,000,000	
退職金	160	8,000	1,280,000	
看護師	160	12,800	2,048,000	
事務費支出	3	6,720	20,160	
職員7クン接種代	3	24,960	74,880	
事業費支出	20	3,000	60,000	
消耗品	1	157,500	157,500	
医薬品費	1	157,500	157,500	
水道	8	252,000	2,016,000	
電気	8	252,000	2,016,000	
ガソリン	8	252,000	2,016,000	
自動車	1	100,000	100,000	
職員	1	188,800	188,800	
車検	8	100,000	800,000	
車検	1	100,000	100,000	
電話代	8	109,200	873,600	
会議費	1	50,000	50,000	
研修費	1	50,000	50,000	
修繕費	1	200,000	200,000	
備品	8	105,000	840,000	
備品	1	105,000	105,000	
器具	1	315,000	315,000	
ジャット	1	210,000	210,000	
エアコン	1	157,500	157,500	
工事費	1	1,680,000	1,680,000	
トイレ改修費	1	2,100,000	2,100,000	
1階キッズルーム改修費	1	900,000	900,000	
雑費	1	5,000	5,000	
合計			14,412,000	

支出

科目	数量	単価	金額	備考
職員手当	8	1,600	12,800	A分
法定福利費	8	1,600	12,800	A分
児童手当	8	2,080	16,640	A分
防火保険料	1	17,690	17,690	A分
児童保険料	1	35,396	35,396	A分
その他支出	8	40,000	320,000	A分
退職金	160	4,000	640,000	A分
看護師	160	4,000	640,000	A分
事務費支出	3	6,720	20,160	A分
職員7クン接種代	3	24,960	74,880	A分
事業費支出	20	3,000	60,000	A分
消耗品	1	157,500	157,500	A分
医薬品	1	157,500	157,500	A分
水道	8	252,000	2,016,000	A分
電気	8	252,000	2,016,000	A分
ガソリン	8	252,000	2,016,000	A分
自動車	1	100,000	100,000	A分
職員	1	188,800	188,800	A分
車検	8	100,000	800,000	A分
車検	1	100,000	100,000	A分
電話代	8	109,200	873,600	A分
会議費	1	50,000	50,000	A分
研修費	1	50,000	50,000	A分
修繕費	1	200,000	200,000	A分
備品	8	105,000	840,000	A分
備品	1	105,000	105,000	A分
器具	1	315,000	315,000	A分
ジャット	1	210,000	210,000	A分
エアコン	1	157,500	157,500	A分
工事費	1	1,680,000	1,680,000	A分
トイレ改修費	1	2,100,000	2,100,000	A分
1階キッズルーム改修費	1	900,000	900,000	A分
雑費	1	5,000	5,000	A分
合計			11,623,000	

**社会福祉法人三浦市社会福祉協議会  
障害者施策検討プロジェクトチーム設置要綱**

(設置)

第1条 障害者自立支援法等に基づく施策の強化・充実に関し、必要な事項を調査し、研究するため、社会福祉法人三浦市社会福祉協議会（以下「本会」という。）障害者施設建設検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、次の事項を調査し、研究する。

- (1) 障害者施策の充実・強化に関する事項
- (2) 障害者施策コンシューマの実態・ニーズ把握に関する事項
- (3) 不足する障害者施策の整備・創設に関する事項
- (4) 障害者施策のマンパワーの確保に関する事項
- (5) 障害者施策の啓発に関する事項
- (6) 障害者施策の調査・研究に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、プロジェクトチームの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、本会の職員の中から会長が指名したのもをもって構成する。

2 プロジェクトチームに会長を置き、本会事務局長をもって充てる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームは、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、本会管理係において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。



### プロジェクトチーム構成員

NO	氏名	所属
1	加藤 幸雄	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事務局長
2	出口 道夫	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事務局次長
3	石渡 友康	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会管理係長
4	長塚 邦春	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会地域福祉係長
5	久住 正子	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会地域包括支援センター
6	鈴木 光永	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会在宅係主任
7	山中 貴代	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会どんまい施設長
8	葉山 節子	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会身障デイ指導員

※オブザーバー 佐藤千徳（社会福祉法人三浦市社会福祉協議会常務理事）

### 障害者施策検討プロジェクト開催状況

開催日	名称	内容	場所	備考
6月 9日	第1回プロジェクト	委嘱・検討事項のポイント確認	総合福祉センター	
6月10日	第1回ヒアリング	知的・重度肢体不自由児保護者	初声市民センター	
6月15日	第1回苦情処理委員会	委嘱式・プロジェクト概要説明	総合福祉センター	
6月17日	第2回プロジェクト	ヒアリング・アンケートについて	総合福祉センター	
6月23日	第2回ヒアリング	知的・重度肢体不自由児・軽度発達障害保護者	総合福祉センター	
6月28日	どんまい開所式	市内初就労継続支援B型事業所を本会が開設	総合福祉センター	セレモニー準備
7月 2日	第3回プロジェクト	児童デイサービス事業実施に向けた最終確認	総合福祉センター	
7月 4日	報告書作成ワーキング	本事業計画書の作成	総合福祉センター	
7月 7日	第2回ヒアリング	HUG ボランティア	総合福祉センター	